

令和6年9月20日

門真市議会議長

池田 治子 様

総務建設常任委員会

委員長 森 博孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度門真市一般会計補正予算（第5号）について）中、所管事項
- 2 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度門真市一般会計補正予算（第6号）について）中、所管事項
- 3 議案第57号 動産の取得について
- 4 議案第60号 市長等の退職手当の支給額の特例に関する条例の制定について
- 5 議案第63号 門真市国民健康保険条例の一部改正について
- 6 議案第66号 令和6年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項
- 7 議案第67号 令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項
- 8 議案第68号 令和6年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）中、所管事項
- 9 議案第69号 令和6年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項

審査日：令和6年9月9日（月）

○ 議案第63号 門真市国民健康保険条例の一部改正について

（議案の内容）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還に応じない者に係る罰則に関する規定を削るとともに、急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予について定める。

（主な質疑と答弁）

問	短期被保険者証廃止に伴う今後の納付相談の機会の確保について、市の対応は。
答	長期の滞納者へ納付を促す取組として、従来の10割負担が必要な被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う仕組みが国により整備される予定であり、その事前通知の活用を検討している。 加えて、納付相談がない滞納者には、SMS及びコールセンターによる納付勧奨や年3回の一斉催告により納付相談を促すなど、市独自の納付相談の機会を確保するよう取り組む。

（その他の質疑項目）・適切な負担割合での受診確保について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○ 議案第66号 令和6年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8974万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ781億6056万9000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：公園維持管理事業

埋設廃棄物積込業務委託料 161万6000円

埋設廃棄物運搬処分業務委託料 2925万6000円】

問	舟田町公園移設の経緯は。
答	公園へのアプローチや老朽遊具の課題があり、隣接地の開発協議の中で、同公園を開発区域に含め、同等以上の新たな公園を整備する申出が開発事業者よりあった。 市においても、当該公園の課題解消に加え公園面積の増加が見込めることや、にぎわい型の機能の充実に資する内容であったことから移設を承認した。
問	移設後の公園について、地元からの声を反映した点や現状からの変更点は。
答	公園西側のフェンスについて可能な範囲で高くする。また、面積が既存公園よりも113.36㎡増加するとともに、南側にスロープと階段を設置し、老朽化したブランコやベンチなどの遊具についても更新を行う予定である。

問	当初の工事スケジュールでは完了予定日が7月末となっていたが、遅れた理由は。
答	事業者理由に加え、埋設廃棄物についての処分検討に時間を要したことが要因である。 現在、事業者より完了予定日は12月末と確認が取れており、早期完了を目指して最大限努力していると聞き及んでいる。
問	埋設廃棄物の積込業務委託料と運搬処分業務委託料の概要は。
答	同公園を開発区域に含んだ民間開発事業において、掘削作業時に地中1 mから2 mの範囲に廃棄物が確認された。既存の公園用地より掘削された廃棄物については、土地所有者である市に処分責任があるため、埋設廃棄物の積込みと運搬処分に要する委託料を計上した。
問	廃棄物のダイオキシンの分析結果は。
答	1 g 当たり260ピコグラムが検出されたが、環境基準の1 g 当たり1000ピコグラム以内の値となっている。
問	公園の安全性の確保は。
答	廃棄物を1 m以上の表土で覆っており、廃棄物が露出や飛散するおそれのない安定した状態であるため、安全であると判断している。

【歳出：非常用発電機等設置工事実施設計業務委託料 949万8000円】

問	非常用発電機等設置工事の概要は。
答	庁舎エリア整備に伴い、別館及び現非常用発電機を撤去する必要があると、8年度より災害対策本部を別館3階から本館2階へ移転する予定であることから、7年度に新たな非常用発電機を本館の北側に設置するものである。
問	財源確保の内容は。
答	現存する別館北側非常用発電機の燃料タンク容量5000 Lに対し、今回設置予定の発電機は6000 Lとしており、稼働可能時間が約90時間から約110時間と機能面が強化されることから、緊急減災・防災事業債の適用対象となる。 また、当該事業債については充当率100%であり、元利償還金の70%が交付税措置となる。

(その他の質疑項目)・密集市街地整備事業に係る歳入歳出予算の減額について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、承認第8号中、所管事項及び第9号中、所管事項並びに議案第57号、第60号及び第67号中、所管事項から第69号中、所管事項までは、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

令和6年9月20日

門真市議会議長

池田 治子 様

民生水道常任委員会

委員長 坂本 拓哉

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- | | | |
|----|--------|--|
| 1 | 承認第8号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度門真市一般会計補正予算（第5号）について）中、所管事項 |
| 2 | 承認第9号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度門真市一般会計補正予算（第6号）について）中、所管事項 |
| 3 | 承認第10号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について） |
| 4 | 議案第56号 | （仮称）門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約の一部変更について |
| 5 | 議案第58号 | 大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について |
| 6 | 議案第59号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について |
| 7 | 議案第61号 | 門真市附属機関に関する条例の一部改正について |
| 8 | 議案第62号 | 門真市立図書館条例の一部改正について |
| 9 | 議案第65号 | 門真市立市民交流会館条例の廃止について |
| 10 | 議案第66号 | 令和6年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項 |
| 11 | 議案第67号 | 令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項 |

- 12 議案第68号 令和6年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）中、所管事項
- 13 議案第69号 令和6年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項

審査日：令和6年9月10日（火）

○承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度門真市一般会計補正予算（第5号）について）中、所管事項

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4537万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ774億7082万9000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：新型コロナワクチン定期接種助成金 1億6537万7000円

歳出：新型コロナワクチン接種業務委託料 2億3420万6000円】

問	新型コロナワクチン接種の今後の位置づけは。
答	6年度より予防接種法上の定期接種として位置づけられ、個人の発症または重症化予防を目的に、本人が希望する場合に接種するB類疾病として実施する。
問	歳出額及び歳入額の算出根拠は。
答	歳出額については、対象者及び接種期間が同じであるインフルエンザの予防接種の実績を基に1万9925人が新型コロナワクチンの接種を希望すると見込み、予診票の印刷に係る経費や接種業務委託料、データ入力に係るシステム運用経費等を予算額として計上している。 また、歳入額については、新型コロナワクチン定期接種助成金として接種者1人当たり8300円が国からの助成金となっている。
問	定期接種の対象者は。
答	65歳以上の者と、60歳以上65歳未満の者で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいをする者である。
問	接種期間は。
答	令和6年10月1日から令和7年1月31日までである。
問	自己負担額は。
答	3000円である。
問	府内や北河内各市の状況は。
答	府内各市については本市同様3000円に設定しているところが多く、北河内においては、枚方市、交野市、守口市が3000円、寝屋川市、大東市、四條畷市が1600円と聞き及んでいる。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく承認

○ 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ671万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億7315万3000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：介護認定事務委託料 872万5000円】

問	介護認定事務委託の内容は。
答	これまでの認定調査及び主治医意見書の確認等の適正化に関する事務に加え、今回、介護認定審査会資料の確認、審査会事務局業務の補助、審査結果の登録等、主に審査会に関する業務を委託する。
問	委託に至った経緯は。
答	6年4月の介護保険システムの変更により、同システムでは対応できない業務を職員が手作業にて行うなど、想定していた業務量を大幅に上回り、介護申請から認定までにかかなりの日数を要し、介護サービスの利用開始が遅れていることから、早期かつ継続的な改善策として、本業務の委託に至ったものである。
問	どのように改善されるのか。
答	介護申請から認定までの期間が短縮され、また、同じ委託事業者で実施できることから、早期に適正な介護認定業務になると考えている。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく承認

○ 議案第59号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

（議案の内容）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う現行の被保険者証の廃止等に当たり、関係市町村と協議を行う。

（主な質疑と答弁）

問	被保険者証が廃止される理由は。
答	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、12月2日をもってマイナ保険証を基本とする仕組みに移行するため、現行の被保険者証が廃止となるものである。
問	被保険者証廃止後、マイナンバーカード未取得者等への対応は。
答	マイナンバーカード未取得者や保険証利用未登録者が新たに加入した場合や現在交付している被保険者証を紛失した場合は、被保険者証に代わる資格確認書の交付を予定する。 また、現行の被保険者証の有効期限が切れる前に、新たな資格確認書の交付も予定する。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○ 議案第61号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、(仮称)門真市立生涯学習複合施設に設置する家具の調達事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する(仮称)門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定める。

(主な質疑と答弁)

問	仮称門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会を設置するに至った経緯は。
答	同複合施設は新たなシンボルとして、まちのイメージを高めるデザインを目指し設計しており、ゆとりある滞在型の施設として、建物の外観だけではなく内装のインテリアデザインにも力を入れている。他市の公共施設を研究する中で、インテリアにおける家具の重要性を再認識し、専門家による家具選定が必要と考え、大阪市の事例を参考に選定委員会を設置するに至った。
問	選定委員会の構成は。
答	建築・インテリア・プロダクトデザインの専門的な知見によって家具を選定するため、学識経験者等それぞれの専門家及び市職員を予定している。
問	どのような家具を選定するのか。
答	施設の内装デザインは、アルミルーバー天井やコンクリートパネルの壁等、外観デザインと連動したモノトーンを基調としたデザインとしているため、家具の選定においては、これらのデザインと調和する家具の提案を求めるとともに、文化芸術振興におけるアート及びデザインの重要性を示し、建物と共に永く残る家具を資産として後世に残していくために、耐久性と意匠性に優れた家具を選定していく。
問	今後の流れは。
答	選定委員会を設置するとともに、委員委嘱を行い、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を予定している。事業者決定後には、スケジュールなど詳細について十分協議を行った上で製作に取りかかることとし、建物完成後開館までの納品を考えている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○ 議案第62号 門真市立図書館条例の一部改正について

(議案の内容)

門真市立図書館について、本館及び分館1館の体制を見直す。

(主な質疑と答弁)

問	北島図書館の位置づけは。
答	3年度に策定した門真市立図書館運営方針において、市直営による図書館運営の司令塔として図書館施策の企画立案や蓄積性・継続性・公平性が求められる専門的なサービスを行う

こととしており、庁内外の調整を行うとともに選書や蔵書構成、資料の収集・保存等の役割を担うものである。

問 門真市公共施設再編計画との関係は。

答 同計画に基づく門真市民プラザの再編に伴い、現在の図書館本館の2階部分と市民プラザ分館を集約し、旧砂子小学校校舎跡地へ移転する。資料については、本館2階の参考資料室の約3万点及び図書館分館の約6万点を旧砂子小学校大規模改修工事の後に移転し、新たな図書館として市直営による運営を行うこととしている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○ 議案第65号 門真市立市民交流会館条例の廃止について

(議案の内容)

門真市立歴史資料館を移転し、門真市立市民交流会館の機能の一部を統合した施設を整備するに当たり、同館を廃止する。

(主な質疑と答弁)

問 門真市立市民交流会館中塚荘の廃止理由は。

答 未耐震であった旧歴史資料館本館の移転について、公共施設等マネジメント戦略会議で審議し、公共施設を複合化・集約化・多機能化する基本方針に基づき、中塚荘に移転、集約することを決定したことから、8年度の開館に向け、改修工事等移転整備を行うため廃止するものである。

問 歴史資料館の充実について、市の考えは。

答 施設の整備については、文化的な意匠を承継しつつ改修作業を進めることとし、内装の意匠を生かした展示スペースとなるよう設計作業を進めている。

展示内容は展示室ごとに特徴を持たせたものとし、あわせて、展示内容や本市の歴史、文化財についてより深く知るための講演会や各種講座を実施する予定である。

また、文化活動等を行う市民や放課後の子どもたちにも利用を促すことで歴史や文化に触れられる機会を創出するなど、より多くの市民が歴史・文化に親しむことができる施設となるよう、引き続き検討を進めていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○ 議案第66号 令和6年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8974万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ781億6056万9000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：がん患者のアピアランスケア支援事業 48万3000円】

問 がん患者のアピアランスケア支援事業の概要は。

答	がん患者が治療を継続する中で、治療に伴って起こる外見上の変化に対するケアとして、6年4月以降に購入のウィッグや帽子、人工乳房や補整下着等の費用の一部助成を行うもので、経済的負担を軽減するとともに、仕事や社会参加との両立、生活の質の維持向上を支援することを目的としている。
問	現在の申請状況及び購入されている物品は。
答	7月1日から申請の受付を開始し、9月3日現在、10名の女性から申請を受理しており、医療用を含むウィッグや帽子、アンダーキャップが主に購入されている。

【歳出：生活保護システム業務委託 330万円】

問	進学・就職準備給付金の概要は。
答	生活保護世帯の子どもが本人の希望を踏まえた自立を支援することを目的とするもので、今回の法改正により、これまでの高等学校卒業後に進学する場合に加え、就職する場合も支給対象となり、新生活立ち上げ費用として出身世帯の住居から転居する者に30万円、その他の者に10万円を支給するものである。
問	受給要件は。
答	大学等に進学する者やおおむね6月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められる職業に就く者としている。
問	周知方法は。
答	今回の法改正は6年1月1日に遡及適用し、5年度に高等学校を卒業した者も対象となるため、申請漏れがないよう対象世帯へ個別で連絡を実施しており、今後についても丁寧に周知を行っていく。

【歳出：乳児一般（1か月児）健康診査給付費 16万7000円】

問	1か月児健診を実施することになった経緯は。
答	次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策の一環として、出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、国が1か月児健診を母子保健医療対策総合支援事業に位置づけたものである。
問	事業の概要は。
答	生後27日を超え、生後6週に達しない乳児を対象に、原則、医療機関において実施する個別健康診査であり、自己負担額は無料である。
問	事業の目的は。
答	身体疾患が顕在化する時期に疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的としており、従前の乳児一般健康診査に代わって実施するものである。

【歳入：個人番号カード交付事務費補助金 21万2000円】

歳出：個人番号カード関連事務 21万2000円】

問	マイナンバーカードの特急発行の概要は。
答	12月2日から運用開始予定であり、新生児やカードの紛失等による再交付、海外からの転入者等カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定める者が交付申請時に申し出た場合は、地方公共団体情報システム機構から申請者へ直接カードを送付することにより、通常1か月程度を要するところを1週間以内最短5日で交付するものである。
問	特急発行に至った背景は。
答	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、オンライン資格確認を用いた保険医療を円滑に受けることができるよう、カード交付に要する期間を短縮する必要があることから導入されるものである。
問	特急発行により事務作業が増大するが、それに見合う経費に対する国の財政措置は。
答	国の補助金の対象となり、また、マイナンバーカード交付のための人件費は職員手当や会計年度任用職員の報酬等が対象とされていることから、これまでどおり全額措置されるものと考えている。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第56号「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約の一部変更について」は、資材や人件費等が下がった場合の対応などについて、議案第58号「大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について」は、本市の事業統合に対する考えなどについて、それぞれ質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、承認第9号中、所管事項及び議案第67号中、所管事項から第69号中、所管事項までは、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

令和6年9月20日

門真市議会議長

池田 治子 様

文教こども常任委員会

委員長 坂本大次郎

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第64号 門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正等について
- 2 議案第66号 令和6年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項
- 3 議案第72号 動産の取得について（追認）
- 4 議案第73号 動産の取得について（追認）

審査日：令和 6 年 9 月 11 日（水）

○ 議案第 64 号 門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正等について

（議案の内容）

門真市公立園最適化基本計画に基づき、門真市立大和田幼稚園及び門真市立上野口保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として門真市立上野口保育園の設置等を行う。

（主な質疑と答弁）

問	条例改正のうち、本則に関する部分の概要は。
答	門真市公立園最適化基本計画に基づき、大和田幼稚園及び上野口保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を設置するもので、第 1 条では門真市立幼保連携型認定こども園条例を改正し、上野口町 46 番 13 号に上野口保育園を設置し、第 2 条では本統合により門真市立幼稚園と門真市立保育園がなくなることから、それぞれの条例を廃止するものである。

（討論） 賛成討論あり

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○ 議案第 66 号 令和 6 年度門真市一般会計補正予算（第 7 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 8974 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 781 億 6056 万 9000 円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：民生費 学校適正配置推進事業 1630 万 6000 円

教育費 学校適正配置推進事業 3 億 4364 万 8000 円】

問	学校適正配置推進事業に係る補正予算の概要は。
答	歳出は義務教育学校新築工事について、建築資材の高騰等に伴い、設計施工一括請負契約書の予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、請負代金額の変更を請求することができるとの規定に基づき、受注者から請負金額の変更の請求があったものである。 歳入は当初予算に見込んでいた国庫支出金について、国の内示額の決定に伴い増減が生じたことに加え、歳出予算の増加等へ対応するため市債を増額するものである。
問	都市再生整備計画事業補助金と公立学校施設整備費負担金の減額理由は。
答	都市再生整備計画事業補助金については、主に校舎棟に係る整備費用について、国へ要望していた 4 億 864 万円に対し内示額が 3 億 1430 万円であったことから、1 億 7210 万円の減額となっている。 体育館整備に係る公立学校施設整備費負担金 492 万 2000 円の減額については、負担金の対象となる面積を精査した結果、当初見込んでいた面積よりも減少となったためである。

問 市債が増額したことについて、市の見解は。

答 市債の増額は、物価高騰等に伴う工事請負費の増額及び国補助金の内示額が当初予算額を下回ったことによるものである。

工事請負費の増額は、急激なインフレに伴う資材高騰等に対して適切に対応するものであるが、国補助金の内示額が当初予算額を下回ったことについては、本事業は複数年に及ぶことから、今後も必要な金額を確保できるよう、引き続き機会を捉えて国に要望していく。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○ 議案第72号 動産の取得について（追認）

(議案の内容)

- 1 取得する動産 小学校用指導書 1703冊
- 2 取得価額 2485万1530円
- 3 取得の相手方 門真市幸福町11番9号
株式会社かたの書房門真支店
代表取締役 富田 正彦
- 4 契 約 日 令和2年4月1日

○ 議案第73号 動産の取得について（追認）

(議案の内容)

- 1 取得する動産 小学校用指導書 1793冊
- 2 取得価額 3454万9460円
- 3 取得の相手方 門真市幸福町15番15号
株式会社かたの書房門真支店
代表取締役 富田 多恵子
- 4 契 約 日 令和6年4月1日

(主な質疑と答弁)

問 追認の議案を提出することになった経緯は。

答 従来、教師用指導書は小・中学校別に4年ごとに行われる教科書採択の年の翌年度の当初予算で購入しており、2年度より前は2000万円未満で指導書が購入できていたため、契約行為に係る議決の必要性を有していなかった。

近年の物価高騰やデジタル教科書の導入等により指導書の価格が上昇し、2年度から2000万円を超える購入価格となり、議会の議決対象の案件となったものの、関係法令等の認識を欠いていたため、従来の事務処理を踏襲してしまったことから、事務手続において過誤が発生することとなった。

問 他自治体でも同様の案件があったのか。

答 寝屋川市をはじめ、複数の市町村で散見され、全国的な規模で同様の案件が発覚している状況となっている。

問 今後の対応は。

〔答〕 まず、予算確保の時期について見直しを行う必要があることから、教科書採択が行われる7月及び同教科書に係る指導書の概算価格が判明する10月を待って、同年中に補正予算として提出したいと考えている。

これが議決された後、教科書を取り扱う取次供給所と指導書の購入に係る仮契約を結び、3月議会において本契約の議決を得て、次年度当初には学校に納入できるよう対応したいと考えている。

(議案第72号及び第73号の討論) なし

(議案第72号及び第73号の結果) 全員異議なく、いずれも原案のとおり可決
